

【資料2】

令和8年度
いじめ防止基本方針



上尾市立原市小学校

目 次

はじめに	P 3
1 いじめの定義といじめに対する基本認識	
(1) いじめの定義	P 4
(2) いじめの基本認識	P 4
2 いじめに取り組むための組織	
(1) 設置目的	P 4
(2) 組織の構成員	P 4
(3) 活動内容	P 4
(4) 関係機関との連携	P 5
3 いじめの防止	
(1) 教師の言動・姿勢	P 6
(2) いじめを許さない学級づくり	P 6
(3) わかる授業づくり	P 7
(4) 道徳教育の推進	P 7
(5) 児童によるいじめ防止の取組	P 7
(6) ネットいじめへの対応	P 8
(7) その他	P 8
4 いじめの早期発見・早期対応	
(1) いじめの早期発見	P 8
(2) いじめに対する措置	P 9
(3) 犯罪に相当する事案を含むいじめ対応における警察との連携の徹底	P 11
(4) 重大事態への対応	P 11
(5) その他	P 13

はじめに

本校では、「豊かな心を育み、自ら学びたくましく生きる子」を学校教育目標として掲げ、豊かな人間性の育成に力を入れている。児童の豊かな心の育成のため、PTAや地域の方々、近隣学校との連携も取り入れながら、人と人とのつながりを大切にした取り組みを行っている。計画委員会、代表委員会の児童とPTAによるあいさつ運動や、原市中学校区におけるスマートフォンやタブレット等インターネット利用時のルール策定等の取組を行ってきた。その結果、平成29年度以降、特に深刻ないじめの事案は起きていない。

上尾市立原市小学校いじめ防止基本方針（以下「原市小学校基本方針」という。）は、これらの対策を更に実効的なものとし、児童の尊厳を保持する目的の下、国・県・上尾市・学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものである。

1 いじめの定義といじめに対する基本認識

(1) いじめの定義

上尾市立原市小学校では、いじめを次のように定義する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法第2条)

(2) いじめの基本認識

いじめには、次の7つの特徴がある。

- 1 いじめの初期は、言葉の暴力から始まる
→「きもい」「くさい」「むかつく」「死ね」などの言葉から始まる
- 2 いじめとふざけの境界線がわかりにくく事実が見えにくい
→プロレスごっこやふざけっこなどの遊びなどから、罪悪感がなく発展する
- 3 いじめは集団化してくる
→いじめられることを恐れ、いじめる側が集団化する
- 4 長期化すると陰湿化・悪質化する
→いじめに気づかないと、執拗に、巧妙に長期にわたっていじめを続ける
- 5 場面が変われば立場も変化する
→いじめる側の児童が、いじめられる側になることがある
- 6 犯罪行為や不登校、自殺にまで追い込んでしまうことがある
→暴行、恐喝、傷害等の加害や、被害者を不登校、自殺にまで追い込んでしまう
- 7 教師の言動や姿勢がいじめを誘発することがある
→教師の不用意な発言や児童への接し方が、児童をいじめの対象にしてしまう

2 いじめ問題に取り組むための組織（いじめ対策支援チーム）

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、学校が、いじめの防止等のために設置する「いじめ対策支援チーム」を中核に校長のリーダーシップの下、全職員の協力体制を確立し、学校設置者とも適切に連携し、いじめ根絶に向けて取り組む。

(1) 設置目的

学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うために設置する。

(2) 組織の構成員

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、教育相談主任、学年主任、担任等

(3) 活動内容

【未然防止】

ア いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・事案対処】

イ いじめの相談・通報の窓口としての役割

ウ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

エ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童の人間関係に関する悩みを含む）があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童へのアンケート調査や聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

オ いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

カ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

キ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

ク 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（P D C Aサイクルの実行を含む）

(4) 関係機関との連携

ア 保護者との連携、協力依頼等

イ 教育委員会との連携

ウ 警察等との連携

3 いじめの防止

いじめはどの児童にも起こりうるということを踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

指導に当たっては、発達の段階に応じて、児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取組を行う。また、その際、

- ・いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと。
- ・いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること。

等についても、実例（裁判例等）を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を行う。

学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行

う。

児童に対するアンケート・聴き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには児童の協力が必要となる場合がある。このため、学校は児童に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

また、未然防止の基本として、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。また、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係をつくり、いじめに向かわない態度・能力の育成を図る。

更に、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(1) 教師の言動・姿勢

「いじめの予防」として最も大事なことは「何も起こっていないときの指導の大切さ」である。いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても早期に解決が図られるようにするために、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返る。

また、いじめられている児童の立場で指導・支援を行うためには、

ア 教師が「いじめはあるもの」との認識をもつ

「いじめはない」と思い込まず、教師一人一人が「いじめがあるかもしれない」との認識に立って組織的・継続的に観察を続け、児童に「いじめは絶対許さない」ことを常に発信する。

イ 目配り・気配り・心配り

いじめは、登下校時・休み時間・昼休み・清掃時・放課後など教師の目が届きにくいところで多く行われることが多い。そのため、児童一人一人に十分な「目配り・気配り・心配り」に努め、教師間の情報交換を密にする。

ウ いじめに気付き・注意する

教師がいじめに気付かないと、いじめをさらに進めてしまうことになる。また、いじめを注意しない教師は、児童から信頼されず、相談されることもなくなる。そのため、「誠意をもった態度」が相談しやすい「先生」になる。

エ 保護者との連携及び信頼関係の醸成

些細なことでも、学校での児童の変化を保護者へ連絡するとともに、家庭の様子を聞くなど、「迅速で誠意ある対応」が、保護者との信頼関係を醸成する。などがあることに十分に留意する。

(2) いじめを許さない学級づくり

児童は学校生活の大半を学級で過ごすため、いじめの発生を防止するには、学級づくりがとても重要であることから、次の点について取り組む。

- ア 児童が安心して学校生活を送ることができるよう配慮する。
 - ・児童の気持ちを共感的に受け止める。（「先生は自分の気持ちを分かってくれている。」）
 - ・居場所をつくる。
 - ・見守る。（「いつもどこかで先生は見守っている。」）
 - ・基準を示す。（「……してはならない。」だけではなく、「こんなときにはこうするといいよ。」）
- イ 意欲や元気の源になるエネルギーをたくさん与える。
 - ・分かる楽しさを与える。（「分かった。」と思えたとき、「もっと分かりたい。」というエネルギーがわいてくる。）
 - ・自分のよさや自分との違いのよさを認める。（「これまで気が付かなかった自分や級友のよさを先生が教えてくれた。」）
- ウ 児童が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育てる。
- エ 授業中における指導の充実
 - ・「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりをすすめる。
 - ・「楽しい授業」「わかる授業」を通して児童の学び合いを保障する。
- オ 学級活動の充実
 - ・いじめを題材として取り上げ、いじめの未然防止や解決の手立てについて話し合う。
 - ・話し合い活動をとおして、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
 - ・発達段階に応じて、いじめの心理について学習する。
 - ・学級内のコミュニケーションを活性化するため、構成的グループ・エンカウンター等の社会性を育てるプログラムを活用し、学習する。
 - ・人間関係のトラブルや、いじめの問題に直面した時の対処の仕方を、ソーシャルスキルトレーニング（相手の気持ちを気遣うスキルや自分の気持ちを伝えるスキル）等を活用し、学習する。

(3) わかる授業づくり

学業不振やその心配のある児童は、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちになり、そのことがいじめ等の問題行動を生む要因の一つとなっている。「学ぶ喜びを味わわせる授業」をすることが、いじめを予防する手立ての一つとなることを学校全体で認識し、授業改善に当たる。

- ア 教材研究の時間の確保
- イ 指導内容の精選
- ウ つながりを意識した年間指導計画の作成

(4) 道徳教育の推進

いじめの未然防止のための道徳教育を推進する。

- ア いじめの防止に係る取組状況を調査し、その結果を基に組織的に対応する等いじめのない学校づくりのための留意点について学校に周知する。
- イ いじめの未然防止のための道徳教育の充実を図る。
- ウ 彩の国の道徳 道徳教育指導資料集『学級づくりの羅針盤』～いま、道徳が『い

じめ問題』にできることへの活用について指導・助言する。

(5) 児童によるいじめ防止の取組

児童によるいじめの防止等に係る自発的な活動や主体的な活動を支援する。

ア 「上尾市『いじめ根絶』小学生の誓い」の各教室への掲示

イ 「なかよく楽しい学校生活を送るための標語」を全児童から募集し、掲示することで、一人一人がいじめ根絶に対して自分ができることを考えさせると共に、いじめ根絶の意識を高める。

ウ 月1回の学校生活（いじめ）アンケートの実施

エ 教師自ら正しい言葉を遣い、正しい言葉遣いができる集団を育てる。

→いじめの大半は言葉によるものであり。「キモイ」「ウザイ」「死ね」などの人権意識に欠けた言葉遣いへの指導が重要である。

(6) ネットいじめへの対応

ネットいじめを含めたネットワーク上の情報モラルや知識、トラブルに関する「青少年のネットモラル啓発DVD」等を活用し、適切なネット利用を啓発する。

(7) その他

ア 学校行事

・児童が挑戦することで、達成感や感動、人間関係の深化が得られる行事を企画し、実施する。

イ 児童会活動

・児童が、自分たちの問題としていじめの予防と解決に取り組めるよう、児童会活動をする。

ウ 学校課題研究との関連

・9年間を見通した系統性・連続性のある小中一貫した教育を考え、開かれた学校による豊かな人間性や社会性を育成する。

4 いじめの早期発見・早期対応

(1) いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危

険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

学校は、学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく必要がある。

アンケート調査や個人面談において、児童が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、学校は、児童からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。また、児童に対し、いじめられていることを誰かに相談することは恥ずかしいことではないことを十分に理解させることも重要である。

特に、次の点に留意して、いじめの早期発見に努める。

ア 上尾市教育委員会作成の教師用指導資料「いじめのない学校を目指して」にある「いじめのサインを見逃さない」や「いじめのサイン発見 チェックリスト（教職員用）」を活用し、該当する項目があれば児童に声を掛け、該当する項目が複数あるときには、指導主任や学年主任に相談する。

イ 児童及び保護者を対象に、いじめに関するアンケートを実施する。なお、アンケートの保存期間は、実施年度後5年間とする。

- ・学校の生活アンケート（児童対象）を毎月実施する。
- ・児童のサイン発見アンケート（保護者対象）を学期に1回実施する。
- ・児童のサインチェックリスト（家庭掲示用）を全家庭に配布する。

ウ 「彩の国 生徒指導ハンドブックにある「第1章 いじめ防止について」も活用する。

(2) いじめに対する措置

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。教員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せず、直ちに全て当該組織に報告・相談する。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得る。また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童を徹底して守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

加えて、いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せず相手を傷付けたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で、次の点に留意して取り組む。

ア 学校いじめ対策組織への情報提供

上尾市教育委員会作成の教師用指導資料「いじめのない学校を目指して」等を活用し、指導体制、教育指導の在り方について検討し、組織的に対応を行う。

イ いじめの事実確認

聴き取り調査やアンケート調査等を行い、事実確認を行う。聴き取り調査を行う際は、聴き取り用紙を準備するなどして、組織として何をどのように確認するか、聴き取り事項を予め共有する。また、アンケート調査を実施する際は、事案に応じ、どのようなアンケートを取るのが最適か検討を行う。

ウ いじめを行った児童生徒への指導・措置

いじめの内容や関係する児童について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。いじめの内容によっては、警察等との連携を図る。

エ いじめを受けた児童へのケア・対応

「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意する。そこで、本人のプライドを傷付けず、共感的態度で話を親身に聴く。また、日頃から温かい言葉掛けをし、本人との信頼関係を築いておく。

オ 周りではやし立てる児童への対応

はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。また、被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気付かせる。

カ 見て見ぬふりをする児童への対応

いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。また、傍観は、いじめ行為への加担と同じであることを気付かせる。

キ 学級全体への対応

次の点に留意し、いじめの早期発見、早期対応、早期解消に努める。

- ・話合いなどをおして、いじめを考える。
- ・見て見ぬふりをしないよう指導する。
- ・自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- ・いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
- ・道徳教育の充実を図る。
- ・特別活動をおして、好ましい人間関係を築く。
- ・行事等をおして、学級の連帯感を育てる。

ク いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも二つの要件が満たされている必要がある。

ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- ・いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われることも含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、

学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

・被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為がやんでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消するに至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

ケ 記録について

「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整える。また、日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、適切に管理する。なお、これらの記録の保存期間は、認知年度後5年間とする。

(3) 犯罪に相当する事案を含むいじめ対応における警察との連携の徹底

- ア 犯罪に相当する事案を含むいじめ対応における警察との連携の徹底について、学校は日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制の構築が求められること。
- イ 学校は、いじめが児童生徒の生命や心身に重大な危険を生じさせるおそれがあることを十分に認識し、法第23条第6項に基づき、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に、援助を求めなければならないこと。
- ウ 近年、児童ポルノ関連を含めインターネット上のいじめが増加しており、なかでも、匿名性が高く、拡散しやすい等の性質を有している児童ポルノ関連のいじめ事案に関しては、一刻を争う事態も生じることから、被害の拡大を防ぐため、学校は、直ちに警察に相談・通報を行い、連携して対応すること。
- エ 学校は、警察に相談・通報すべきかどうかの判断に当たっては、犯罪行為に該当しなくとも、現に重大な被害が生じている、又は重大な被害に発展するおそれがある場合は警察において注意・説諭も期待できることから、学校が、警察へ積極的に相談・通報を行うこと。
- オ 警察との日常的な情報共有・相談体制を構築するため、学校は、連絡窓口となる担当職員の指定を徹底すること。その際、自殺予告等緊急を要する事案に適切に対応できるよう、休日等執務時間以外の時間帯における連絡体制の構築にも留意しておくこと。(想定される担当者の例：教頭、生徒指導主任 など)
- カ 警察への相談・通報を確実にを行うため、学校警察連絡協議会等の場において認識の共有を図るとともに、相談・通報を行うべきか否か学校が判断に迷うような場合も積極的に相談することをあらかじめ申し入れておくなど、警察と連携した対応が早期に可能となるよう相談・通報の促進を図ること。

(4) 重大事態への対応

重大事態については、上尾市いじめの防止等のための基本的な方針の15ページ、および、上尾市いじめ重大事態対応マニュアルに規定されている。

本校では、重大事態が発生した場合には、次のとおり速やかに対応する。

ア 文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」「埼玉県基本方針」及び「上尾市いじめ重大事態対応マニュアル」に則り「重大事態」の定義や対応について、年度初めの会議や研修を通して、全関係者が理解する。

イ いじめにより重大な被害が生じたという申出が児童生徒や保護者からあったときは、学校がいじめによる重大事態ではないと考えたとしても、重大事態が発生したものと報告・調査等に当たる。

学校は、詳細な調査を行わなければ、事案の全容は分からないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断はしないこと。

ウ 重大事態が発生した場合、学校は上尾市教育委員会へ報告する。

エ 学校は、法第22条に基づく、いじめの防止等の対策のための組織を母体とする調査組織を設置し、当該重大事態に関する調査を行う。

オ 上記エの調査は、客観的な事実関係を速やかに、正確に把握するための調査である。いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするものであり、因果関係の特定を急がない。また、法第23条第2項に基づき、学校として既に調査している事案であっても、重大事態となった時点で、当該学校は調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。(ただし、法第23条第2項に基づく調査により事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。)

カ 上記エの調査に先立ち、アンケートにより得られた調査結果は、対象児童生徒や保護者に提供する場合があることを調査対象となる児童生徒や保護者にあらかじめ説明しておく。

キ 上記エの調査を行った組織は、明らかになった事実関係を対象児童生徒及びその保護者に適切に提供する。(適時、適切な方法で経過報告、結果報告をする。)

ク 学校は、上記エの調査結果を上尾市教育委員会へ報告する。その際、対象児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめられた児童生徒又はその保護者の調査結果に対する所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

(5) その他

・いじめ問題に係る組織対応図

